平成２３年（フ）第８５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕61番地13
債務者　太平　敏之
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第６４８号
広島市西区南観音町11番９―304号
債務者　竹本　太生
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２６号
広島市安佐北区三入南１丁目２番10―６号
債務者　平野　健司
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３６号
福岡県福津市中央５丁目１番28―103号、申立時の住所広島市安佐南区伴北７丁目26番27号
債務者　佐藤　正志
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１９号
広島市佐伯区五日市中央１丁目９番17―203号
債務者　木本　絵美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１号
山口県下関市東向山町２番17号　さかいアパート
債務者　中村　忠男
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
愛媛県松山市祝谷東町812番地１　ガーデンヒル道後406号
債務者　上田　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３１号
愛媛県松山市松前町２丁目４番地１　第２朝日502号
債務者　奥田　夏子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
愛媛県西予市野村町野村18号602番地
債務者　三瀬　敬二
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２２８号
福岡県久留米市善導寺町飯田729番地12
債務者　杉　　壽也
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２３８号
福岡県久留米市大善寺町黒田310番地
債務者　廣田　　恭
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４６号
福岡県久留米市原古賀町27番地９　アーバンパレス六ツ門301号
債務者　岡崎　信行
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５１号
福岡県久留米市梅満町840番地１　ブリーズ・ジェネス202号
債務者　馬場　雅巳
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県大川市大字向島1277番地１
債務者　村田　千鶴
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1974番地３　ミヤシンビル２階Ｂ号
債務者　宮永　真樹（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３１号
宮崎県都城市高崎町大牟田2217番地７
債務者　村山　秋弘
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市小原町30番７号
債務者　三浦　友美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目42番６号　永秀コーポ202号、住民票上の住所三重県鈴鹿市算所３丁目15番28号　コーポＳＳ　１Ｃ
債務者　福原　與市
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係